

令和8年度 日中一時支援事業計画

1 運営方針

在宅の障害児者の日中における活動の場を確保し、障害児者等の家族の就労支援及び障害児者を日常的に介護している家族の一時的な休息を供与し、障害児者及びその家族の地域における日常生活及び社会生活を支援する。

2 事業内容

見守りや生活指導及び余暇活動の支援を行う。

(1) 対象者

甲府市内に居住する障害児者で、甲府市が支援を必要と認め、事業所に登録済みの者を対象とする。ただし、特別の医療を必要とする場合は除く。

(2) 利用定員：1日あたり7名以内

(3) 営業日及び営業時間

午後3時30分～午後6時

※学校等の長期休暇中もしくは学校行事等で必要な場合には、午前8時30分～午後6時の間で対応する。

土曜日・日曜日・祝日及び12月29日から1月3日は休業

(4) 費用負担

利用者が事業所を利用する際は、次に掲げる費用の支払いを受ける。

ア 利用料

甲府市が定める利用者負担額

イ その他必要な費用

利用者が希望するサービス（創作活動費等）に要する実費。

ただしサービスの内容や費用については、利用前に説明し、扶養義務者の同意を得る。